

平成 27 年度 第 2 回 理 事 会 の 開 催

平成 27 年度第 2 回理事会が、平成 27 年 6 月 22 日、明治記念館・丹頂の間において開催された。第 2 回理事会では、協議事項として、「第 72 回通常総会対応に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、①「1 部会委員会の開催に関する件」、②「2 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」について説明、報告がなされ、連絡事項として、①「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、②「その他」が説明された（第 2 回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成 27 年度 第 2 回理事会の議事概要

- I 日 時：平成 27 年 6 月 22 日(月) 10:30～12:00
- II 場 所：明治記念館・丹頂の間
- III 出席者：
- 【会 長】 藏内勇夫
- 【副 会 長】 近藤信雄、砂原和文
酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術
学会担当職域理事）
- 【専務理事】 矢ヶ崎忠夫
- 【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）
山内正孝（東北地区）
高橋三男（関東地区）
小松泰史（東京地区）
土屋孝介（中部地区）
三野營治郎（近畿地区）
上岡英和（四国地区）
坂本 紘（九州地区）
- 【職域理事】 麻生 哲（開業・産業動物臨床）
細井戸大成（開業・小動物臨床）
横尾 彰（家畜共済）
平井清司（家畜防疫・衛生）
森田邦雄（公衆衛生）
木村芳之（動物福祉・愛護）
- 【監 事】 玉井公宏、岩上一紘、波岸裕光
- 【オブザーバー】
北村直人（日本獣医師政治連盟委員長）
今井裕三（鳥根県獣医師会長）

IV 議 事

【協議事項】

第 72 回通常総会対応に関する件

【説明・報告事項】

- 1 部会委員会の開催に関する件
- 2 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- 3 その他

【連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 役員各位におかれては、ご多忙のところ、本理事会への出席に対しお礼申し上げるとともに、午後の第 72 回通常総会への円滑なる進行に協力いただきたい。

(2) われわれ役員は、2 年の任期を満了するが、理事各位、事務局の支援により目的をほぼ達成できたものと考えており、心から敬意と感謝を申し上げる。特に今回で役員を勇退される岐阜県の近藤副会長、矢ヶ崎専務理事、全国獣医師会会長会議副議長である三重県の三野理事、愛知県の土屋理事、高知県の上岡理事、家畜衛生職域担当の平井理事、公衆衛生職域担当の森田理事、そして栃木県の岩上監事におかれては、大変貴重なご意見、ご指導いただき、心からお礼を申し上げたい。

(3) 本日の総会で新たな執行役員等の選任について承認いただければ、平成 27 年度の事業計画の推進のために全力を傾注する決意であり、今後とも各位のご指導を心からお願い申し上げます。

2 定款第 40 条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【協議事項】

第 72 回通常総会対応に関する件

矢ヶ崎専務理事から、第 72 回通常総会における議事運営等について説明が行われた後、了承された。

【説明・報告事項】

1 部会委員会の開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、各部会委員会の報告書の取りまとめ状況が説明された後、各担当部会長である職域理事から順に説明がなされた。

(1) 酒井理事から次のとおり説明がなされた。

獣医学術部会の学術・教育・研究委員会においては、平成 25 年 10 月 28 日に初回委員会を開催し、学術の振

興、獣医師人材の育成、生涯研修事業の運営、獣医学教育の整備・充実及び獣医臨床研究に関する生命倫理ガイドラインの策定の5つの課題について、小委員会を設置して検討することとした。学術の振興は石黒直隆委員、人材育成は佐藤 繁委員、生涯研修は山田英一委員、獣医学教育は政岡俊夫委員、生命倫理ガイドラインは佐藤れえ子委員に小委員長に就任いただき、検討を進めた。平成27年4月22日に全体会議で「獣医学術の発展に向けた取り組み」と題する報告書の取りまとめと確認を行った。

学術振興については、学会年次大会のあり方として、大学入試等を踏まえた開催日の配慮、開催担当地方獣医師会等の意向を優先した開催場所の選定、越智基金の終了及び消費税増税を踏まえた運営経費の見直し、学会活性化のための本会学会と地区学会との連携強化、日本獣医学会との共同開催の検討、学会欠席者等のためのeラーニングシステムの開発推進、地区学会における地区学会賞の選考基準と同賞への学生の取り扱い等は地区の意向に配慮、学会年次大会のよりいっそうの充実と発展を図り、学会年次大会と獣医学術地区学会との連携はもとより、日本獣医学会との連携を深め、相互発展を推進することにより、わが国の獣医学のいっそうの振興が図れるとの結論で取りまとめた。

人材育成については、学会学術誌の方向として、英文化、他の学会誌との共同発行等は現実的に困難との判断、投稿の推進としては、年次大会で獣医学術学会賞受賞発表研究は本誌への投稿を義務化、アドバイザーボード制度導入による投稿初心者への指導の充実、獣医師会の活動を広く周知するため英語、中国語、韓国語のパフレット及び英語版のホームページの作成を提言した。獣医師の専門職人材の育成は、獣医療の高度化が図れるとともに、獣医師の社会的役割を深めることになる。わが国の人と動物の共生社会の確保のために、日本獣医師会は引き続き高度専門職業人としての獣医師の人材育成に傾注していくことが望まれるとの結論で取りまとめた。

生涯研修については、平成12年から試行し、平成15年から本格的に実施してきたが、平成24年度に取りまとめられた生涯研修事業運営委員会での答申書に基づき具体的な対応を進めることとした。研修修了後の出口の課題があるが、当面は獣医師の継続的な自己研鑽に位置づけ推進する。また、手続きの簡素化として、インターネットによるポイントの申告やパソコンの画面上でプログラム受講履歴を確認できるシステムを構築したので、7月10日の全国獣医師会事務事業推進会議で詳細に説明し、本事業を活性化し、事業参加者の増進に努めたいとの結論で取りまとめた。

獣医学教育の整備・充実は、これまで6年制教育の実

施、大学院連合獣医学研究科の設置、獣医学教育改善目標の設定、共同学部・共同学科・共同教育課程の設置、モデル・コア・カリキュラムの策定、外部評価としての分野別第三者評価の取り組み等、獣医師会の検討、要請により、実現化してきた。文部科学省が平成26年に獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議が示した改革の方向性は、いずれも大学の自助努力で取り組むべき課題として、学外の関連機関との協力のもとで検討し、実施すべきであるが、参加型臨床実習のあり方とその整備充実、教育環境の整備充実、新規獣医師の適正配置による分野・地域別就業偏在の改善、教育における国際協力は本会として継続支援することとされた。特に参加型臨床実習は、平成28年度から運用が開始されるため、大学だけでなく実習の受入機関との調整等早急に取り組む必要があるとの結論で取りまとめた。

獣医師臨床研究に関する生命倫理ガイドラインは、これまで獣医師会で動物医療の基本姿勢、小動物医療の指針、産業動物医療の指針の中で動物愛護と福祉を踏まえた動物医療のあり方を示しており、学術学会誌の投稿規程においても研究機関の動物実験のガイドラインの適用、動物実験委員会の許可を求めてきた。一方、医療では、科学技術の進展に伴い、被験者への説明と同意、プライバシーの権利や個人情報の保護等、研究者が守るべき倫理について「臨床研究の指針」として厚生労働省が発表してきたが、今回、「疫学研究に関する倫理指針」と統合し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を策定した。しかしこれを獣医療に当てはめることは現実的ではなく、獣医学では一般には動物実験を臨床実験に読み代え対応してきた。しかし、多くは実験動物と臨床症例を混在した取り扱いについて、臨床症例の責任所在の不明確等が課題とされ、特に臨床獣医領域には、臨床研究における生命倫理を十分に担保できる体制は、いまだ未整備である。一方、海外では、第三者的な委員会等の許可がなければ論文の投稿を受け付けないのが通例であり、今後、日本獣医学会等関連学会とも連携しながら、生命倫理ガイドラインの検討をさらに進める必要がある。ただし、現在、生命倫理を問われる内容の論文が投稿された場合に判断をする機関がないため、獣医療における生命倫理ガイドラインの策定までの間、本会獣医学術学会誌編集委員会の中に、弁護士及び獣医師以外の第三者の有識者にも参画いただく生命倫理小委員会を設置し、対応する旨取りまとめられた。

以上、5つの課題のうちの多くは結論を導き出すことができたが、生命倫理ガイドラインの策定は、今後さらに検討を継続する必要があるとした。

(2) 麻生理事から次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会で

は、検討課題である、地域獣医療提供体制整備のための協力体制の確立、社会ニーズに対応した産業動物臨床獣医師の育成支援のあり方、農場管理獣医師による農場 HACCP 等への取り組み、養豚及び養鶏獣医師の取り組みについて、「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」と題して報告書を取りまとめた。先般の理事会で申し上げたように多様な意見があり、取りまとめるのに苦労したが、最後に、畜種により特異性のある課題を明確にすることに重きを置き、養豚獣医療小委員会、養鶏獣医療小委員会を設置し、指示書の適正流通、管理獣医師について検討した。管理獣医師については、牛、豚では団体を設立し活動しているが、畜種を問わず、全国的に拡大する必要があると考えており、今後の取り組みの課題としたい。昨日、酒井副会長が京都において HACCP による安全な畜産物の提供等、食の安全についての講演をされたが、大分の農場へ他県から宅配便で抗生物質が送付される事例があり、指示書を書いた獣医師は構成獣医師でなく、獣医師会も何も情報がない。次年度は、専門医制度等、具体化する必要があると考えている。

(3) 横尾理事から麻生理事を補足して次のとおり説明がなされた。

地域獣医療提供体制整備のための協力体制の確立では、現場では休日夜間の診療体制、産休・育休・傷病休暇等々の対応等切実な課題であり、県を中心として連携して対応する必要があるが、これらを包括している都道府県の獣医師会が主導して牽引すべきとした。そして定年退職された獣医師の参画、家畜の絶対数が少ない地域の診療体制の整備等、取り組みの事例等は、引き続き情報の収集、検討をする必要があると考える。また、社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成は、大学での学生の教育は参加型の臨床実習について、平成 25 年度入学生が 28 年度に共用試験を受け、平成 29 年度から現場で実習するスケジュールで、現場の認識として、差し迫った状況が認識されておらず、早急に実施体制を整える必要があると考える。一方、卒後教育は、各方面でさまざまな対応が行われているが、特に女性獣医師の職場復帰等、今後検討する必要がある。最後に当初の議題にはなかった、現場での薬品・薬剤の使用の課題として、獣医師が診断した病名に対して使用する薬品がないということはゆゆしき問題であり、今後とも本件について検討する必要がある旨記載した。

(4) 細井戸理事から次のとおり説明がなされた。

小動物臨床部会の小動物臨床委員会については、小動物臨床部会では卒後臨床研修制度のあり方と新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応、家庭飼育動物の飼い主の意識調査と診療料金等の検証、認定動物看護師の公

的資格化に向けた対応、小動物獣医療開業ガイドラインの策定の 4 つのテーマについて、各ワーキンググループを設置し、検討した。その結果を報告書「小動物獣医療提供体制の整備に向けて」及び別添資料「卒後臨床研修の推進に向けた対応」、「家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査」、「飼育者意識調査結果」、「家庭動物診療における認定動物看護師のあり方」及び「小動物獣医療開業ガイドライン基本事項」として取りまとめた。なお、診療料金の実態調査は 6 月号の日本獣医師会雑誌に概略等を掲載した。

また、「卒後臨床研修の推進に向けた対応」については、卒後臨床研修について農林水産省の指定研修施設の拡大、あるいは卒後研修を推進し始めた 2005 年の当時は、新卒者による未熟な診療・診察によるトラブルがあり、産業動物分野と比べ指定研修施設がなかったため、小動物臨床研修施設等の拡大を進めてきた。しかし、この 10 年間で社会情勢が変わり、大学教育の充実、参加型臨床実習の導入により、実質的には民間の小動物臨床研修施設での研修は、大学との連携が重要になるとされ、昨今の倫理観の醸成についても十分に検討していく必要があるとした。また、卒後臨床研修の円滑な実施に向けて、2005 年に獣医学系大学生の就職状況の調査をした際、47 都道府県で人口比率に勘案して問題はなかったが 10 年経過しており、首都圏を中心に新卒獣医師の就業地域の偏在が思慮されることから、新卒者の出身地、出身大学と就職先に関する調査の実施を検討することとし、併せて、獣医学生の卒後の希望する進路等についても、日本獣医学生協会の協力を得て意識調査を実施するとした。小動物臨床分野においては、いわゆる新卒者教育としての卒業臨床研修体制の整備が十分になされないまま今日に至っており、全国規模での実態把握も十分に行われていないのが現状であり、ワーキンググループでは、課題を整理するとともに、検討のための現状把握に必要な調査の内容について検討し、報告書において提言した。

次に「家庭動物診療における認定動物看護師のあり方」については、先ほどの診療料金の調査の際、動物病院の規模、勤務者の就業年数、売り上げ等も調査したが、それを踏まえ、約半数の動物病院で認定動物看護師が雇用される中、看護師養成システムと資格認定システムが未整備で、本会の積極的な支援により養成カリキュラムの統一化と公的資格化に向けた統一認定試験が進み始めたところである旨記載した。さらに認定動物看護師制度及び諸外国の状況として、欧米等の動物看護師の業務内容等々について言及し、効率的なチーム動物医療の実現に向けた動物看護師のあり方について、獣医師の立場から見た動物看護師に必要な知識と技術、獣医師の指導・監督下で動物看護師が行うことが望ましい獣医療行為に

ついて取りまとめた。今後の検討課題として、動物看護師による獣医療行為を伴う職務が法令上認められていないこと、獣医師法第17条において具体的な獣医療行為の範囲について明確に示されていないこと、これらの法令上の課題を整理し、動物看護師の公的資格化を図るために、動物病院における役割分担のあり方と処遇改善に関する雇用者側の理解、飼育者及び一般市民の理解、普及啓発対応を記載した。獣医師と専門職としての動物看護師との連携によるチーム獣医師のメリットは、小動物診療分野にとどまらず、産業動物診療や家畜衛生、公衆衛生分野等の他の職域でもさまざまな可能性があり、今後、関係者による協力連携のもと、獣医療の質の向上に向けたチーム獣医療の実現のために体制整備を進めたい旨取りまとめた。

(5) 平井理事から次のとおり説明がなされた。

家畜衛生部会の家畜衛生委員会と公衆衛生部会の公衆衛生委員会の合同で検討し、「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて」として、報告書を取りまとめた。

まず人事交流については、現状、キャリアの考え方、双方の処遇の差等を理由に少人数で短期間の交流にとどまっている。鹿児島県における双方の人事を一体とした、獣医務技監というポストの新設、さらに口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病の発生があった際、公衆衛生分野の獣医師が家畜防疫員として活動ができるよう常日頃の取り組み、情報交換が重要であるとして、今後、積極的に交流を推進すべきとした。

次にインターンシップについては、公務員獣医師の不足から、現在、さまざまなインターンシップが実施されているが、自治体によって温度差がある。ただ、平成29年度から獣医学教育の中に参加型実習が必修となり、現場では、現実的に各組織で研修を実施するに際してコンプライアンスや個人情報等の課題もあり、担当する行政の総務部門の理解を得る必要があるとした。

各種疾病については、まず、双方の委員会が合同で検討する契機となった大きな課題は、ヨーネ病への対応であり、公衆衛生分野では、病畜は食せずという基本概念がある一方、家畜衛生分野では、人に危険の及ぶことのない疾病まで一律に扱われることへの不満もあり、議論が噛み合わない状況であった。特にヨーネ病の場合は、諸外国に比べ、日本では生産性に鑑み慢性病であるヨーネ病の絶滅推進のため、規制が強く、貿易上の障壁にもなっている。結論としては、と畜場法、食鳥処理場法等の法律は、食品安全委員会の「病は食せず」という原則に沿った答申に従い、人獣共通伝染病でない疾病も含め、家伝法上の疾病との整合性を図り、すべて廃棄することになっている。この原則論だけではなく、現在の科学が示している予防原則は、その目的に応じて見直すこ

とが国際的な考え方であるとし、疑似患者及び患者の取り扱いも含め、今後新たな知見に沿った疾病、畜産物等、個々のリスク評価についての対応が求められる。と畜検査等の対象疾病は、画一的に家伝法と一致させるのではなく、各疾病による人の健康被害のリスク評価を改めて実施し、リスクに応じた処分、全部または一部廃棄、あるいは人へのリスクに応じた対応等、個々の設定ができるように厚生労働省及び食品安全委員会に要請する必要があるとした。

牛白血病については、委員会での検討の最中に家畜共済の対象疾病になる等、緊急的な対応はなくなったが、全国的に蔓延している現状、農林水産省のガイドライン等に基づき、各分野が協力して清浄化を進めていくという方向とした。なお、牛白血病については、病名が誤解や風評被害を生じさせる恐れがあるため、BSEと同様に、たとえばEBLと呼称する等の検討も必要があるとした。

その他の食中毒菌等については、特に家畜に被害のないカンピロバクターや腸管出血性大腸菌について、家畜衛生側の取り組みが脆弱との指摘があり、法定伝染病、家畜伝染病に比べれば対応が十分でない部分があり、今後、互いに協調して畜産物の安全性に貢献する取り組みが必要といく方向で取りまとめた。

(6) 森田理事から次のとおり説明がなされた。

公衆衛生部会の公衆衛生委員会では、「人と動物の共通感染症対策に係る獣医師会の役割」として、報告書を取りまとめた。

まず、緒言において、人と動物の共通感染症対策に関して、公衆衛生部会では、平成19年3月、平成21年3月、平成23年3月に報告書を取りまとめてきたが、これの内容について現状での対応等を検討した旨記載した。

次に共通感染症対策の現状と課題、獣医師会の役割として、共通感染症対策における自治体の対応と獣医師会の役割については、動物管理センターを中心に対策に取り組む必要があると提言してきたが、多くの自治体で狂犬病予防法に基づく浮浪犬の捕獲頭数は減少しており、殺処分ゼロを掲げ、保護、引き取り、そして新たな飼い主に委ねる譲渡事業が中心になってきた。その中で、健康な犬・猫を譲渡するため、一部の自治体では地方獣医師会が譲渡動物の寄生虫等の検査等の健康診断を行う仕組みを機能させており、自治体が行う譲渡事業における健康診断等に協力し、地域の連携を推進するとともに、地方獣医師会に対し、地方自治体に働きかけて指導する一方、日本獣医師会は将来的に四類感染症の対応を視野に入れた体制整備、少なくとも小動物臨床獣医師が四類感染症の疑いを持った場合、その病原体等の検査ができ

る体制を国に求めていく必要があるとした。

野生動物、飼育動物のサーベイランス体制については、台湾の狂犬病流行の見地から、組織的かつ体系的な検査の実施が成果を上げており、わが国でも野生動物、飼育動物の血液等のサンプルを保管していく仕組みを構築すべきとし、日本獣医師会は厚生労働省に対し、これらの検体を適切に保存管理する仕組みを作り、動物管理センターを保存管理の拠点として、将来にわたり疫学調査等に活用できるよう大型フリーザーの整備等、補助事業での対応を依頼することとした。

獣医師と自治体との連携については、厚生労働省は平成11年から補助事業である動物由来感染症予防体制整備事業を実施しているが、現在20自治体しか活用していない状況であり、この整備事業を活用し、医師会との連携等も図るべきとした。

狂犬病予防対策は、別途、特別委員会での取り組みもあり、医師会と連携した広報活動、地域住民に対し予防注射、登録等の必要性について、地方獣医師会、医師会と一体になった広報活動が効果的とし、登録注射済票の交付事務の見直しとして、狂犬病予防法の中にマイクロチップの装着を法的に義務づけることとし、動物愛護法と一体化した対応の要望をすべきとした。なお、ヒト用の狂犬病ワクチンは、製造量が限られており、日本獣医師会で検討し、プライオリティーをつけて第一線に立つ臨床獣医師に優先的に接種できるよう検討いただきたいと記載した。

人材確保については、地域保健法上は医師以外も保健所長に就任できるが、現在、保健所長の上部組織である保健福祉センターの長に獣医師を登用している自治体はあるものの、保健所長への登用は実現していない。これは獣医師以外も実現しておらず、日本獣医師会として引き続き獣医師の保健所長を含む管理監督ポストに登用を推進するよう厚生労働省に働きかけを依頼したい旨取りまとめた。

(7) 矢ヶ崎専務理事から次のとおり説明がなされた。

職域総務部会の野生動物対策検討委員会については、平成23年10月に公表した中間報告について、地方獣医師会等から、救護対象種を限定する救護活動方針は、すべてを受け入れている現場の実態と乖離している旨の指摘があり、さらに十分検討すべきとの意見をいただいた。このため、小委員会を設置し、救護に絞った検討を4回の委員会で行い、さらに学会年次大会での公開会議、シンポジウムを開催して意見交換に努めた。生物多様性という観点を入れた野生動物対策が浸透していないという中で、対策の方向付けの理解が得られるよう、丁寧な説明と意見を取り入れる方向で中間報告を補追した報告書案を作成中であり、本案を地方獣医師会からたたき台

として意見をいただいた上で、最終的な報告書に取りまとめる予定である。

野生動物対策自体は、今般鳥獣保護法が改正をされ、新たに鳥獣の管理という観点が加えられ、増加させる種と減少させる種を生物体系の中で包括的に捉え、選択的に救護する方向で法律に記載されており、29の自治体ですでに取り入れられている。一方、自治体の一部では事業として、個別救護、救命救護が実施されてきたが、自治体がこれから撤退をし、選別的な救護に移行している中、現状、開業獣医師がボランティアで行っている個別救護を実施しており、地方獣医師会並びに自治体等々が協議をし、連携した野生動物対策ができるような方向の案を地方獣医師会へ示し、確認いただきたいと考えている。

この野生動物対策については、現在、診療現場や獣医師会活動においても直面している課題で、本会としてもこれも長年議論をし、その時代時代の考え方を取り入れた指針として示してきており、最終的にはもう少し時間をいただき、地方獣医師会からの意見をいただいた上で最終指針としたい。

2 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

矢ヶ崎専務理事から、平成27年5月11日から6月10日までの業務概況等について説明がなされた。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議等の開催計画について説明がなされた。

2 その他

日本獣医師政治連盟の活動報告

(1) 北村日本獣医師政治連盟委員長から次のとおり説明がなされた。

内閣府が取り組んでいる成長戦略特区については、構造改革特区は文部科学省が窓口であるが、成長戦略特区は内閣府が窓口だとして、今回は静観している。いずれにしても特区設置の際は、文部科学省が担当することになるが、これまでの獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議においても特区にはなじまないという結論である。

内閣府では、4月末から6月5日までの間、成長戦略特区の公募をしていたが、愛媛県今治市に新設を望む岡山の学校法人が文部科学大臣にも説明をし、内閣府に申請したという。藏内会長は麻生財務大臣、下村文部科学大臣へ、担当である石破大臣へは私が折衝を続けている。内閣府では、方針の最終案を公表していないが、藏内会長の強い政治力等により、財務省の担当主計官が

文部科学省担当官へ対応のあり方を指摘した。石破大臣は、ライフサイエンスなどは獣医師が新たに対応すべき分野なのか、その需要があるのか、これら基礎データが示されなければ検討できないとしている。しかし、新設希望側は、5～10年間の計画でデータを作り上げることも視野に置きながら、藏内会長は麻生大臣、下村大臣に、私は石破大臣と折衝をし、一つ大きな壁を作っている状況である。

まず、既存の獣医師養成でない構想が具体化すること、次にライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになること、さらに既存の大学で対応が困難であることの3つの壁をクリアして初めて、獣医師の需要の動向を考慮しつつ、全国的な見地から平成27年度中に検討を行うというスケジュールとなる。内閣府としては平成27年度内に規制緩和を実施し、数字を残したいという思いがあり、文部科学大臣も官邸も同様の意向である。今後も強い政治力により、この3つの壁を突き崩すよう論議が展開されることも想定され、気が抜けない状況である。藏内会長も私も進退をかけるくらいの覚悟を持っている。

本日、総会の新役員を選定の際に藏内会長の許可を得て、会場の皆さまに共通した認識だけは持っていただくよう説明をさせていただく予定である。

(2) 藏内会長から次のとおり補足説明がなされた。

北村委員長の説明のとおり、きわめて厳しい攻防が連日続いており、委員長をはじめ、政治連盟の役員の方々には、毎日、官邸をはじめ、さまざまな情報をいただき、ともに対応してきた。

先ほどの方針の原案はきわめて厳しいもので、「獣医師養成系大学学部の新設に関する検討。既存の獣医師養成とは異なる獣医師養成系大学学部の新設については、食の安全や人獣共通感染症への国際的対応等の公共獣医

師や、応用ライフサイエンスなど、獣医師が新たに対応すべき分野への対応を含め、近年の獣医師の需要の動向や、全国的な影響等を勘案しつつ、検討し、速やかに結論を得る」と記載されており、北村委員長の努力により、石破大臣等からいくつかの規制がかけられた。また麻生財務大臣も財務省経由で文部科学省に強い対応を求めている。基本的に文部科学省も農林水産省も本件に反対であるが、官邸の成長戦略特区を審議するグループが政治的な力を働かせている。要は日本全国での大学新設希望は、この学校法人だけとなり、新たに今までの大学、あるいは今までの獣医師で対応できないような新たな分野、たとえばライフサイエンス等の分野に獣医師の必要性が生じて、既存の獣医学教育の中では対応できないのであれば検討するという解釈である。なお、農協改革で全中の萬歳会長が辞任をされたが、まるで全中は農協改革に抵抗しているように、マスコミを使って悪者にされたのと同様、われわれが大きく反対を表明すると、政治力を使って獣医師に対する悪い風評を流し、獣医師会を悪者にすることも考える必要がある。そのため大学関係者がしっかりと大学での教育は充足しているのに、新設には反対する等を明確に表明するとともに、獣医学関係者が獣医師の需給は十分足りていること、たとえば獣医師が地方公務員を志向しないことは、処遇の問題である等を訴えることが重要である。われわれも何十年という時間をかけて獣医学教育の整備、充実に取り組んできたことを理解してもらう必要があり、医師会も新しい医学部の新設に反対をしていることから、できれば医師会との情報交換も行い、場面においては共闘も考慮すべきと考える。

近々、方針の原案が発表されると思われるが、その結果によってきわめて厳しい状況も予測され、少なくともわれわれ、日本獣医師会の中から異論が出ないよう認識を共有することが不可欠である。